

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月14日

宮崎市長 清山 知憲 殿



提出者

住 所 宮崎市高千穂通二丁目6番14号

氏 名 神崎建設工業株式会社

代表取締役 神崎 雄一郎

電話番号 0985-25-1233

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神崎建設工業株式会社
事業場の所在地	宮崎市高千穂通二丁目6番14号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	4,586,000千円(前年度完成工事高)
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事及び新築工事 廃プラスチック類・ガラスくず・及び陶磁器くず 安定型混合廃棄物→最終処分業者に委託して埋立処分 紙くず・繊維くず→中間処理業者に委託して再資源化・焼却後埋立処分 木くず→再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化 がれき類→再生処理業者へ委託→再生砕石として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長



工事部：工事部長（産業廃棄物管理担当者）



工事部：各作業所長

- ・委託契約の締結
- ・産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・委託処理業者の現地確認

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥については、杭残土処理分。 ・がれき類、金属くず、木くず、汚泥については、中間処理後再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図った。 ・紙くずについても、再生可能な物は、再資源化を図った。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・材料納品時の梱包材の簡素化の改善 ・分別の徹底を実施し、混合廃棄物の排出量を低減する。 ・前年同様、再資源化を行う業者の委託を徹底し、がれき類については、優良処理業者への委託を可能な限り実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・金属くず・木くず・がれき類は可能な限りそれぞれ分別保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所条件が可能な限り分別容器を設置して分別につとめる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・該当なし。			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・該当なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。		

②計画	【目標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用可能な廃棄物については、再生利用業者への処理委託を徹底し、可能な限り、優良処理業者への処理委託を実施する。 委託処理業者には、定期的に現地確認を実施する。 		
※事務処理欄			

